

下水道総合浸水対策緊急事業

1. 背景・目的

下水道の浸水対策として、効率的なハード対策の着実な整備に加え、効果的な浸水被害軽減を誘導する自助の取り組みを推進し、そのためのソフト施策の充実を図ることにより緊急かつ重点的に再度災害防止及び浸水被害の最小化を目指す。

2. 概要・特徴

地下街や一定規模の浸水実績があるなど、浸水防止に取り組む必要性が高い地区において、ハード対策に加え、ソフト対策の強化や自助による取組も盛り込んだ計画期間5年以内の「下水道総合浸水対策緊急計画」を地域住民等とともに策定（計画策定期間は平成18年度より3年間以内とする。）し、下水道の浸水対策を緊急かつ重点的に推進する。従来の制度と異なり、効率的なハード対策を行うだけでなく、下水道の整備水準や計画を超える降雨に対してもソフト対策の強化や自助による取組により被害を最小化させる計画を、地域住民等と共に策定・実施する点に特徴がある。

<補助対象>

以下の項目を現行の補助対象に加える。

- ① 政令市にあっては、下水排除面積 1ha 以上、一般市にあっては 0.5ha 以上、町村にあっては 0.25ha 以上、過疎にあっては 0.1ha 以上の貯留・排水施設
- ② ①と同様の機能を有しかつ経済的な雨水浸透施設
- ③ 経済的な既設管きよのネットワーク化施設
- ④ 防水ゲート又は止水板（不特定多数が利用する地下空間に係るものに限る。）

3. 事業効果

近年、下水道の整備水準や計画を超える集中豪雨によって人命や都市機能に関わる大きな被害が発生しているが、本制度の創設により緊急かつ効率的に再度災害防止及び浸水被害の最小化が図られることとなる。

<下水道総合浸水対策緊急事業のイメージ>



下水道地震対策緊急整備事業

1. 背景・目的

地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化を緊急かつ重点的に促進するとともに、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進める。

2. 概要

地震対策に取り組む必要性が高い地域において、計画期間5年間以内の「下水道地震対策緊急整備計画」を策定（計画策定期間は平成18年度より3年間以内とする。）し、下水道地震対策を緊急かつ重点的に推進する。

<補助対象>

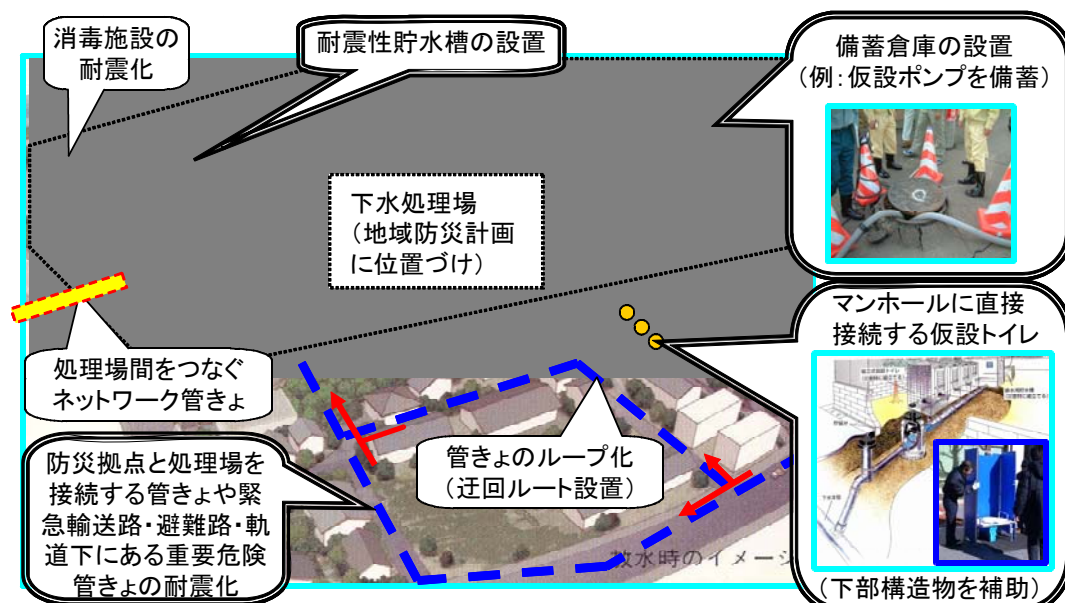
以下の項目を現行の補助対象に加える。


- ①災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）と終末処理場とを接続する管きよの耐震化事業
- ②災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路並びに軌道の下に埋設されている管きよの耐震化事業
- ③災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積1ha以上の防災拠点又は避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。）
- ④災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた下水道施設（敷地面積2ha以上（三大都市圏の既成市街地等では1ha以上）のものに限る。）に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

3. 事業効果

地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化が図られ、被災した場合における下水道機能のバックアップが確保される。

<下水道地震対策緊急整備事業のイメージ>



 を現行の補助対象に追加